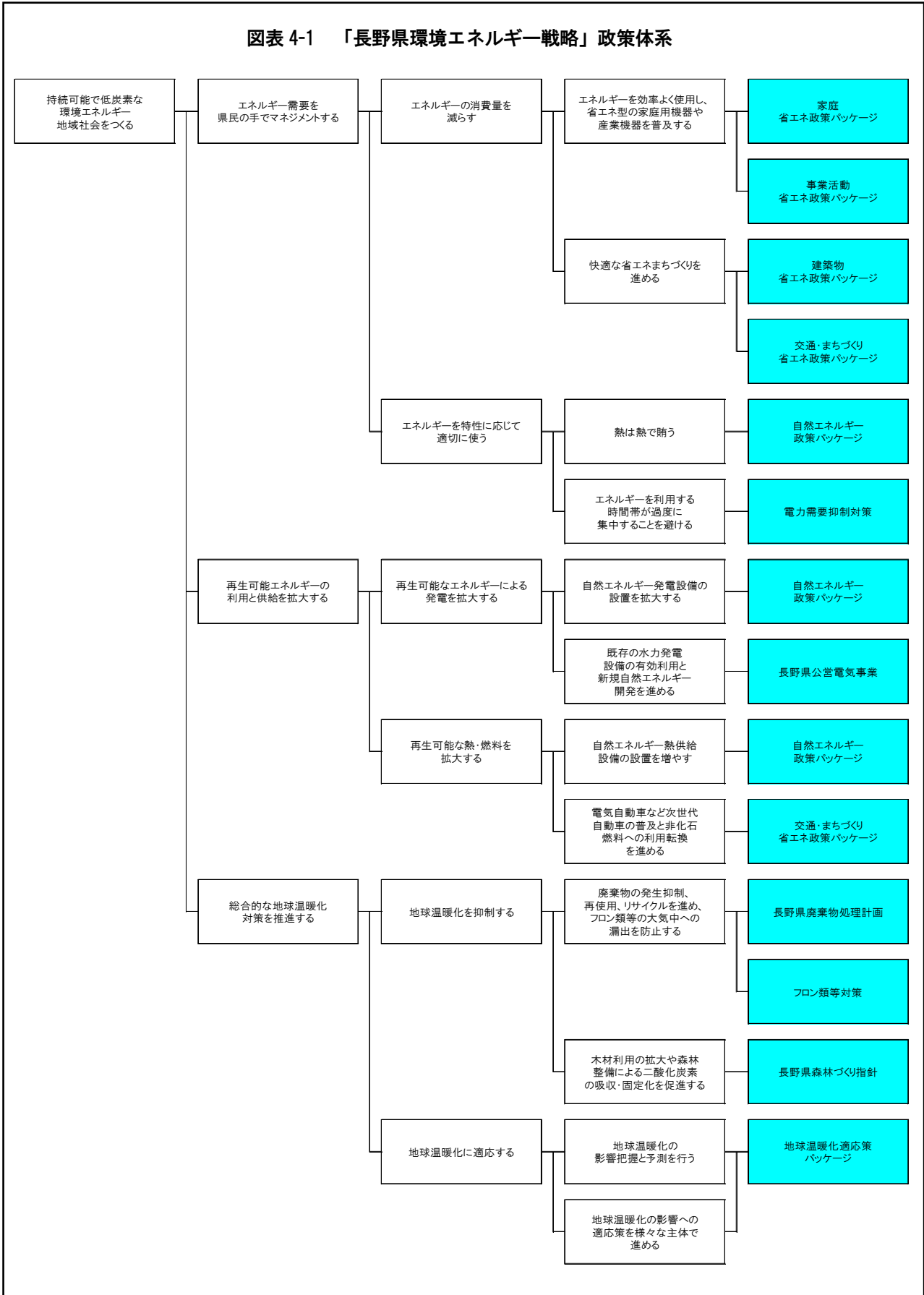


第4部 政策

図表 4-1 「長野県環境エネルギー戦略」政策体系



第1章 エネルギー需要を県民の手でマネジメントする

第1節 エネルギーの消費量を減らす

1 エネルギーを効率よく使用し、省エネ型の家庭用機器や産業機器を普及する

【指標】

電気・ガス・石油製品使用量

【家庭省エネ政策パッケージ】

〈家庭のエネルギー消費を効率化・抑制する〉

① 家庭用機器の高効率化

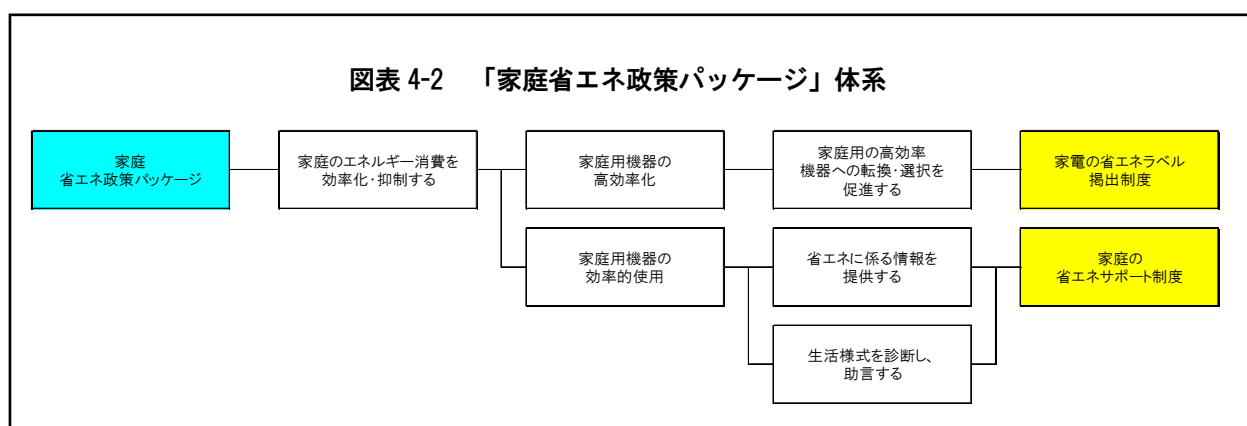
家電など家庭で使われる機器について、購入や買替の機会を捉えての高効率機器の選択・転換を促進します。

そのため、従来から実施している「家電の省エネラベル掲出制度」（販売店における省エネラベルの掲出義務）を拡充し、電気使用量の多い現行の3機器（エアコン、冷蔵庫、テレビ）に加え、電気便座と蛍光灯器具を対象とします。今後も、統一省エネラベルの対象が拡大次第、制度の対象とする機器を追加します。

② 家庭用機器の効率的な使用

県民に対して、夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」などを通じて、省エネ手法に係る情報を広く提供します。

また、県民の求めに応じて、ライフスタイルを診断し、環境に配慮できる手法を助言します。そのため、広範に家庭の省エネ行動を支援する新たな「家庭の省エネサポート制度」を構築し、実施します。これは、実効性の高い省エネ行動の定着を目指すもので、企業や団体が県民との接点機会を活用して行う省エネアドバイザーによる個別の県民に対する省エネアドバイス・省エネ診断活動と、市町村等と協力して行う省エネ講習会を連携させて実施します。県は、省エネアドバイザー等を担う統括団体の認定、省エネアドバイザーの研修、アドバイス等ツールの作成等を担います。



【事業活動省エネ政策パッケージ】

〈事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する〉

① 大規模事業者の取組促進

一定規模以上の温室効果ガスを排出している大規模事業者（エネルギーの需要サイド）については、事業者自身によるエネルギー使用状況の把握を確実に促すとともに、効率化と排出抑制を計画的に進められるようにします。省エネは、運用と設備更新のいずれにおいても、光熱費の減少によって投資回収でき、事業者のコスト削減にも資することから、事業活動用の機器の効率的な使用の徹底など、運用面の着実な省エネに結びつく取組を促すとともに、高効率な機器への計画的な転換を促進します。

そのため、従来から実施している「排出抑制計画書制度」（事業者が目標や取組の計画を作成し、結果を県に報告する制度）を拡充するとともに、現行の「自動車環境計画書制度」と統合し、事業者対策の柱となる「事業活動温暖化対策計画書制度」とします。

拡充の内容は、対象事業者の拡大（県内事業所で合計して原油換算1,500k l /年以上のエネルギーを使用している事業者等）、計画年度の複数年度化（現行は単年度）、交通や物流等の視点の追加、県による助言・指導・評価・表彰等の実施などです。

エネルギーの供給サイドに関しては、電気やガス等のエネルギー供給事業者やそれらの事業者団体などに対し、エネルギー供給における低炭素化や再生可能エネルギーの普及・供給拡大に係る取り組みを促すため、現行の「再生可能エネルギー計画書制度」を発展させ、エネルギー供給事業者に対する「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を導入します。

② 中小規模事業者の取組促進

一定規模以下の温室効果ガスを排出している中小規模事業者については、意欲的な事業者であることを外部から評価できるようにします。また、先進的な取組をしている事業者の知見を、中小規模事業者に普及します。

意欲的な中小規模事業者の見える化・評価については、そうした事業者が「事業活動温暖化対策計画書制度」へ任意で参加できるようにします。任意参加することで、県による助言・評価・表彰などを受けられます。さらに、エネルギー管理の手法でもあるエコアクション21などの環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の導入に向けた研修会の開催や、県が財やサービスを調達する際に価格以外にEMSの取組を考慮する仕組みづくりの検討などによりEMSの導入促進を図り、事業者のエネルギー管理の取組を支援します。

事業者間の知見の普及については、従来から実施している「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」を引き続き実施します。

③ 他の事業者の模範となる先進的なモデルづくり

事業者が温室効果ガスの排出抑制について、一定の基準を満たす意欲的な取組を自主的に行うことを促進するため、県と事業者間での「協定制度」を設けます。

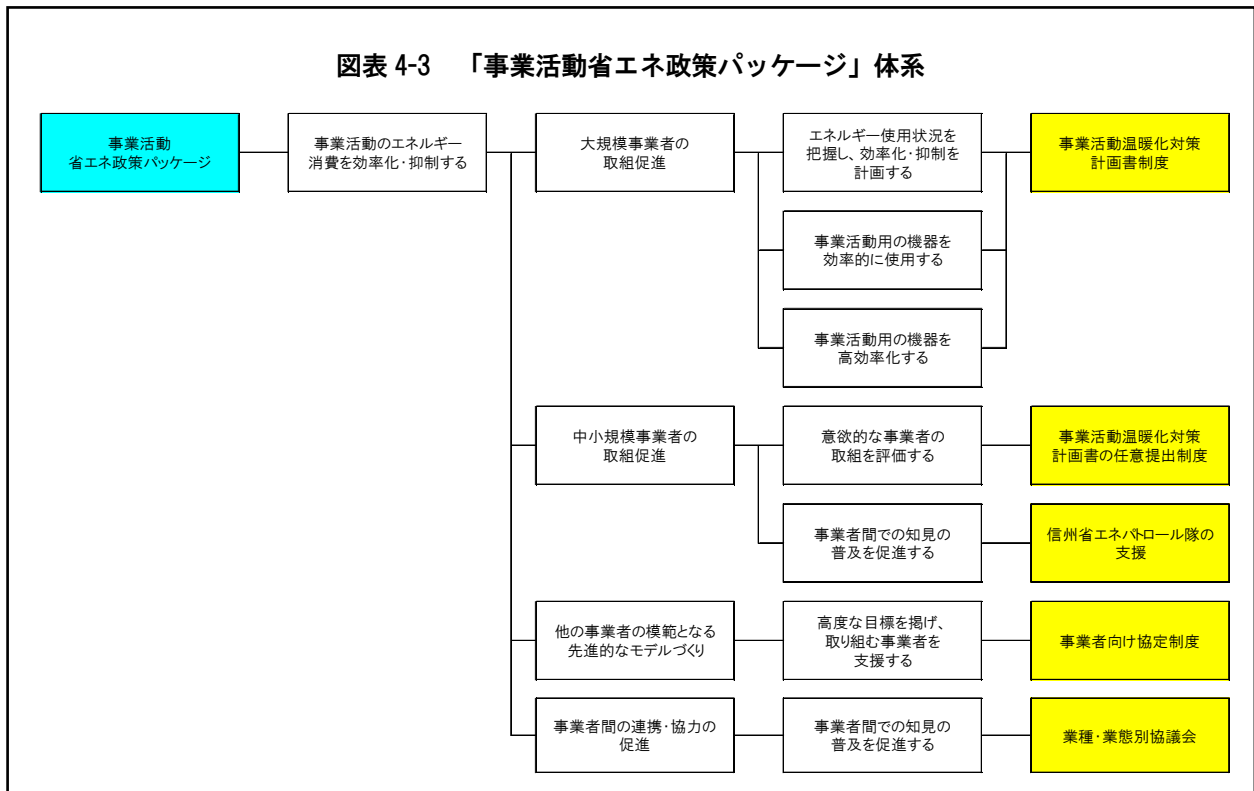
これは、省エネやフロン類等の対策、未利用エネルギーの活用等について、意欲的な目標を設定し、目標達成のための取組を実施する事業者と複数年度の協定を締結するものです。事業者は、県に対して取組状況・結果を報告し、県は、事業者に対して支援を行います。

④ 事業者間の連携・協力の促進

地球温暖化対策における事業者間の理解や知見の共有、切磋琢磨を促進します。

県は従来から設けられている病院、商業施設、宿泊事業者による「長野県温暖化対策病院協議会」「長野県温暖化対策商業施設協議会」「長野県温暖化対策宿泊施設協議会」の活性化や組織化を推進し、病院や事業者が取り組む自主的な温暖化対策の推進、宿泊事業者が取り組むアメニティ軽減につながる取組や環境負荷軽減活動などを支援します。

また、県内の事業者の効果的な対策導入に資するため、得られた優良事例の情報は、差し支えない範囲で県から情報提供します。



2 快適な省エネまちづくりを進める

【指標】

エネルギー性能別の新築建築数・交通分担率

【建築物省エネ政策パッケージ】

〈環境エネルギーに配慮された建築物を普及する〉

① 新築建築物の取組促進

建築主が建築物の新築や購入を行う際、建築物のエネルギー性能を客観的に見える化し、建築物の環境や省エネ性能に配慮して選択することを促進します。高度な環境エネルギー性能を有する建築物の普及方策を検討し、導入します。併せて、講習会の開催など建築事業者による環境エネルギーに関する建築技術の向上を支援します。

建築主の選択促進に関しては、従来から実施している「建築物環境配慮計画書制度」を大幅に拡充し、建築物における「環境エネルギー性能検討制度」を実施します。主には、建築主が建築事業者の情報提供に基づき、建築物の環境エネルギー性能を検討すること、中規模以上の建築物について建築主が環境エネルギー性能を建築物に掲示するよう努めること、大規模建築物における建築物環境エネルギー計画の県への届出を進めます。

県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した新築を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対しても発信していきます。

高度な環境エネルギー性能を有する建築物の普及については、エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の促進、ふるさと信州・環の住まい認定制度の活用や、環境エネルギー性能の高い住宅、

建築物の設計、技術、機能等を評価する仕組みなど、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入していきます。

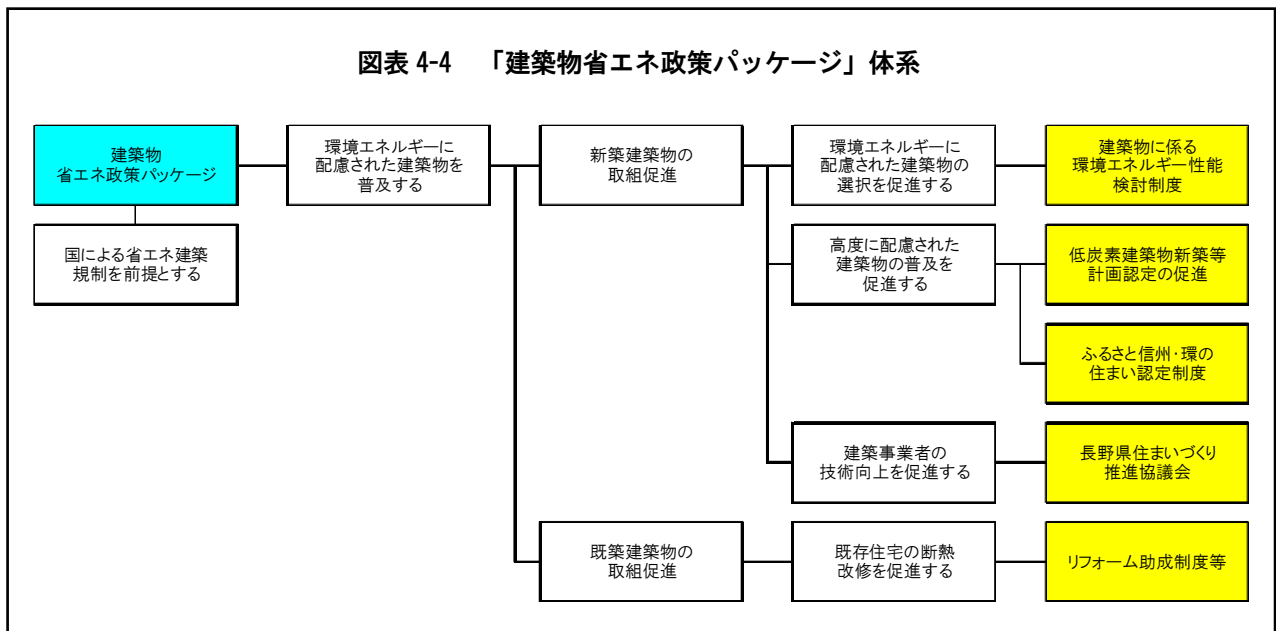
建築技術の向上促進については、県と主要な県内関係団体によって組織している「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、技術講習会の開催や評価ツールの普及などを実施するとともに、国の2020（平成32）年度まで段階的に建築物の断熱性能を規制する方針（「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ）に着実に対応できるよう取り組みます。

② 既築建築物の取組促進

所有者による既存の建築物の断熱性能向上の取組、とりわけ既存住宅の断熱改修を促進します。ビルなどの事業用の建築物については、「事業活動温暖化対策計画書制度」を通じて対策を促します。

県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した改築を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対しても発信していきます。

既存住宅については、リフォーム助成制度等の活用や環境エネルギー性能の診断の仕組み等、環境エネルギー性能を高める改修を誘導できるよう、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入します。「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、建築事業者の住宅リフォーム技術の向上への取組も支援します。



【交通・まちづくり省エネ政策パッケージ】

〈環境エネルギーに配慮されたまちづくりを進める〉

① 環境負荷の低い交通・運輸への転換

環境エネルギーに配慮されたまちづくりにおいては、二酸化炭素排出割合が高い運輸、特に交通に関する取組が重要であり、公共交通の維持・活性化、自動車から公共交通利用への転換促進、物流の効率化の促進は、交通政策と環境エネルギー政策の両面から重要になります。したがって、個別の施策レベルのみならず、交通政策全般で連携を図ります。

交通政策と環境の連携については、長野県の交通のあり方を示す「長野県新総合交通ビジョン」において、環境エネルギー政策の視点を盛り込みます。

公共交通の維持・活性化については、市町村が中心となり取り組んでいる地域協議会などにおいて、地域の実情に応じた効果的な方策の検討を支援するなど、住民の生活に欠かせない地域公共交通の確保維持を促進していきます。

自動車から公共交通利用への転換については、事業所への通勤や商業施設等の来客の交通について、事業者が自主的に転換を促進するよう「通勤・来客交通計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用します。また、公共交通利用促進の取組として、従前から実施している「バス・電車ふれあいデー」を継続して実施します。

物流の効率化については、事業者が自主的かつ関係事業者と連携して効率化を促進するよう「物流計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用します。

② 自動車使用に伴う環境負荷の低減

長野県の地理的特性により今後も自動車の使用が続くと考えられることから、自動車使用に伴う環境負荷の低減は重要です。そこで、環境負荷の低い自動車への転換や普及を促進します。運転時の環境負荷を無理なく低減していくことも促進します。

環境負荷の低い自動車の普及については、「自動車環境情報提供制度」（販売者に購入者への自動車の環境性能の説明を義務付け）を基本に、販売事業者による環境マイスター認定の取組との連携を強化し、実効性を高めます。県と関係団体、事業者で構成する「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、効果的な方策を検討・推進するとともに、次世代自動車の普及に資する環境の整備を進めます。

運転時の環境負荷の低減については、「アイドリング・ストップ実施周知制度」（駐車場へのアイドリング・ストップ呼びかけ掲示の義務付け）を引き続き実施します。

③ 環境負荷の低いまちづくり・面的取組の促進

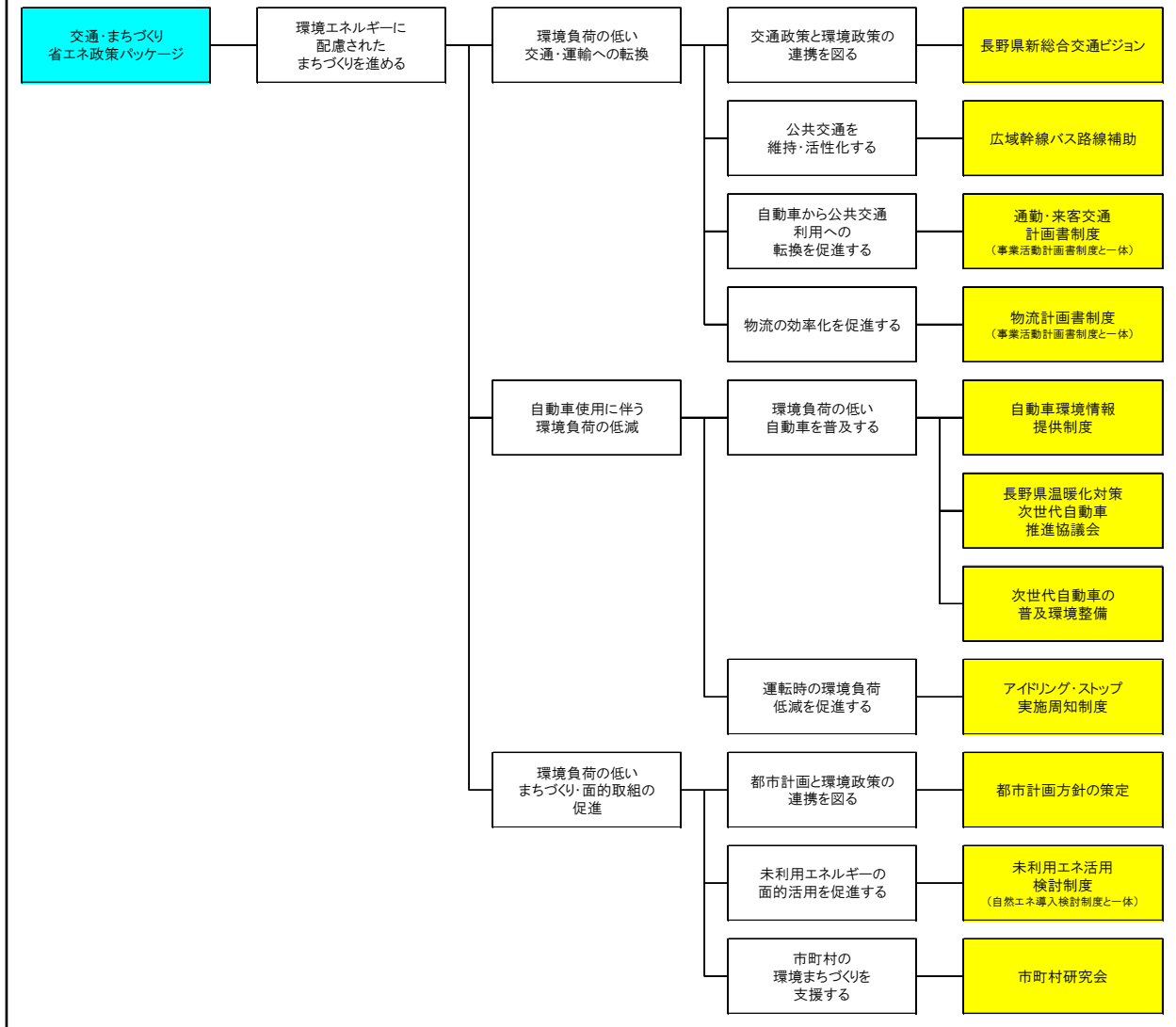
環境エネルギーに配慮されたまちづくりを計画的に進める観点から、都市計画と環境エネルギー政策の連携を図ります。大規模な開発に際しては、排熱や上下水の熱など、未利用エネルギーの面的な有効活用を促進します。まちづくりの主体である市町村による環境まちづくりを促進します。

都市計画と環境政策の連携については、県全体の「長野県都市計画ビジョン」、広域単位の「圏域マスタープラン」、都市計画区域単位の「区域マスタープラン」の改定時を捉え、低炭素都市づくりの視点を盛り込むよう努めます。未利用エネルギーの活用についても、大規模な建築（床面積 10,000 m²以上の建築物の新築等）に関して「未利用エネルギー活用検討制度」を設け、建築物における「自然エネルギー導入検討制度」と一体で運用します。

市町村の環境エネルギーに配慮されたまちづくりの促進については、県と市町村で構成する「地球温暖化対策・自然エネルギー研究会」（以下「市町村研究会」という。）を通じて、エコまち法における低炭素まちづくり計画の策定に必要な情報や専門的な知見を提供します。

長野県では、地理的特性から広域単位で都市機能等の集積や土地利用の在り方及び交通体系を検討していくことが必要であることから、圏域レベルでの都市計画、交通政策及び環境エネルギー政策が連携して施策を講じていく手法の研究についても検討します。

図表 4-5 「交通・まちづくり省エネ政策パッケージ」体系



第2節 エネルギーを特性に応じて適切に使う

1 熱は熱で賄う

【指標】

自然エネルギー熱導入量

【自然エネルギー政策パッケージ】

○ グリーン熱

電気以外のエネルギーでも賄える熱利用（暖房や給湯、煮炊きなど）に際しては、発電効率などエネルギー全体の流れを踏まえた多様なエネルギーの利用が考えられます。

熱利用における自然エネルギーの活用は、発電よりも比較的簡易かつ安価な機器で可能であるため、エネルギー効率や費用対効果の観点からも有効です。そこで、長野県では自然エネルギーによる熱を「グリーン熱」として、普及を促進します。（施策体系については、第2章第2節を参照してください。）

2 エネルギーを利用する時間帯が過度に集中することを避ける

【指標】

最大電力需要

【電力需要抑制対策】

〈エネルギー利用の分散化を促進する〉

① エネルギー需給情報の把握

環境エネルギー政策の推進や県民の取組の基礎とするために、エネルギーの需給情報を把握し、県民に提供することが必要です。そのため、「再生可能エネルギー計画書制度」を「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」へ発展させ、エネルギー供給事業者による県内への供給実績の報告・公表を促します。

② 使用時間帯等の集中回避（シフト・チェンジ）

エネルギー需要が高まる夏季及び冬季を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギー利用の時間帯をずらす（シフト）、エネルギー効率の高い機器への買替えや電気以外のエネルギー源の活用（チェンジ）など、事業者及び家庭での需要を分散・抑制する行動を促進します。そこで、効果的な需要の分散・抑制を促しつつ、無理な行動によって事業活動や生活に支障が生じないよう、適切な情報提供と行動の呼びかけによる夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」を引き続き実施します。

効果的な手法やエネルギーの特性に係る情報については、事業者に対しては「事業活動温暖化対策計画書制度」や「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」「事業者協議会」を通じて、家庭に対しては「家庭の省エネサポート制度」を通じて普及を進めます。

